

春日井市男女共同参画推進会議要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の推進を図るため、春日井市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女共同参画社会の施策に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の推進に必要な諸事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、必要に応じて市民生活部男女共同参画課長（以下「男女共同参画課長」という。）が招集し、男女共同参画課長がその会議の議長となる。

- 2 議長に、事故があると認めるとき又は議長が欠けたときは、議長が指名する者がその職務を代理する。
- 3 推進会議は、必要があると認めるときは、前条に定める者以外者を出席させることができる。

(研究会)

第5条 推進会議に、男女共同参画基本計画を推進するため、研究会を置くことができる。

- 2 研究会の組織及び会議については、男女共同参画課長が推進会議にはかかって定める。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民生活部男女共同参画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、推進会議において定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 春日井市女性行政推進連絡会議設置要綱（平成4年5月1日施行）は、

廃止する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部人事課長
市民生活部市民活動推進課長
文化スポーツ部文化・生涯学習課長
健康福祉部健康増進課長
健康福祉部地域福祉課長
青少年子ども部子ども政策課長
青少年子ども部保育課長
環境部環境政策課長
産業部経済振興課長
教育委員会学校教育課長